

行政監査結果報告書

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道
福 安 金之助

第2 監査の種類

行政監査

第3 監査の概要

1 テーマ

AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理について

2 目的

AED（自動体外式除細動器）（以下「AED」という。）は、心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者の心臓に電気ショックを与えることによって、正常な心臓の動きを取り戻す（除細動する）ための医療機器であるが、その設置については法的な義務付けでなく、設置者の任意によって行われているのが現状である。平成16年7月から国により非医療従事者である一般市民に一定の条件下でAEDの使用が認められ、これ以降、医療機関及び消防機関のみならず、学校、保育園、公共施設、商業施設等に設置されています。

AEDは適正な管理が行われなければ緊急時に作動せず、救命効果に重大な影響を与える恐れがあります。厚生労働省から一部のAEDの維持管理が行われていない実態があるとして、平成21年4月16日付け厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適正な管理等の実施について」（以下「H21厚生労働省通知」という。）により注意喚起及び関係団体への周知のための通知が出されています。

そこで、市が管理する公共施設等で、救命救急において市民が有効にAEDを使用できるよう、AEDの設置、点検を含めた維持管理、設置場所の周知方法などの現状確認と、操作方法等を含む講習会などの実施状況の確認を行うとともに、今後のAEDの適切な管理運用に資することを目的に監査を実施しました。

3 監査の実施期間及び対象期間

（1）実施期間

令和4（2022）年11月2日から12月1日まで

（2）対象部局課

AEDを設置している市の公共施設（指定管理者が行う公の施設を含む。）を所有する所管課並びに全庁的にAEDの管理等を所管する防災安全課。

ただし、業務として医療従事者等が使用するために設置されているものは除く（市民病院）。

※AED設置施設一覧（公共施設等）は別紙1のとおり

4 監査の着眼点

- (1) AEDの設置場所は誰が見てもわかりやすい場所に設置されているか。
- (2) AEDの日常点検は適切に実施されているか。また、点検の記録は作成されているか。
- (3) AEDの更新は計画的に行われているか。
- (4) 消耗品の交換は適切な時期に行われているか。
- (5) 設置者及び点検担当者はAEDの操作講習を受講しているか。

5 監査の方法

(1) 予備監査

市内の公共施設等には、市役所を始め97箇所にAEDが設置されています。そのうち市役所と小中学校12校、三好公園総合体育館には各2台が設置されており、全部で111台となっています。なお、1台は寄贈されたものであり、残りは市が購入したものです。

予備監査では、市が直接管理している施設のほか、指定管理者及び委託業者により管理されている施設含め97箇所すべての管理者を対象として調査書（アンケート）の提出を求めました。

(2) 委員監査

AEDを設置している施設の中から以下のとおり一部を選定し、監査委員及び事務局職員が施設の現地調査を行うとともに、調査表（アンケート）の結果をもとに関係職員から聴き取りを行いました。

ア 事務局職員が確認

- ・市カリヨンハウス（にぎわいプラザ）
- ・石川家住宅
- ・明越会館
- ・保田ヶ池センター
- ・リサイクルステーション（三好公園第4駐車場北）
- ・三好公園野球場

イ 監査委員及び事務局職員が確認

- ・福谷区民会館（福谷ハピネスホール）
- ・蒔生公民館
- ・黒笹公民館
- ・きたよし地区管理事務所
- ・南部小学校、緑丘小学校、三好丘中学校（定期監査に併せて実施）
- ・みどり保育園、わかば保育園（定期監査に併せて実施）

第4 監査の結果

1 AEDの導入について

市内に111台設置されているAEDのうち、27台は令和3（2021）年度に更新、41台は令和4（2022）年度に更新されています。残りの43台は耐用年数が未到来のものです。

AEDは防災安全課が一括で契約・購入しており、AED本体の耐用年数も防災安

全課が管理をしています。

購入後、各施設の所管課へAEDの管理換えの手続きを行い設置しています。なお、消耗品（電極パット及びバッテリー）については、各施設の所管課が使用期限を管理し、更新の予算を計上しています。

更新したAEDの本体には、リモート監視システムが備えられており、リモート監視端末はLTE回線を利用して納入業者のサーバーと繋がっています。AEDにトラブルがあった場合や、電極パット又はバッテリーの使用期限が近づいた場合、防災安全課へメールで通知が届きます。防災安全課は通知を確認した後、所管課にその旨を伝えることで、所管課は不具合等があった場合スピーディーに対応できるようになっていました。

AEDの設置場所については、市のホームページ「AED設置一覧」に掲載されています。なお、一部の施設については愛知県のホームページ「総合型地域情報システム」にも情報が掲載されています。

2 管理について

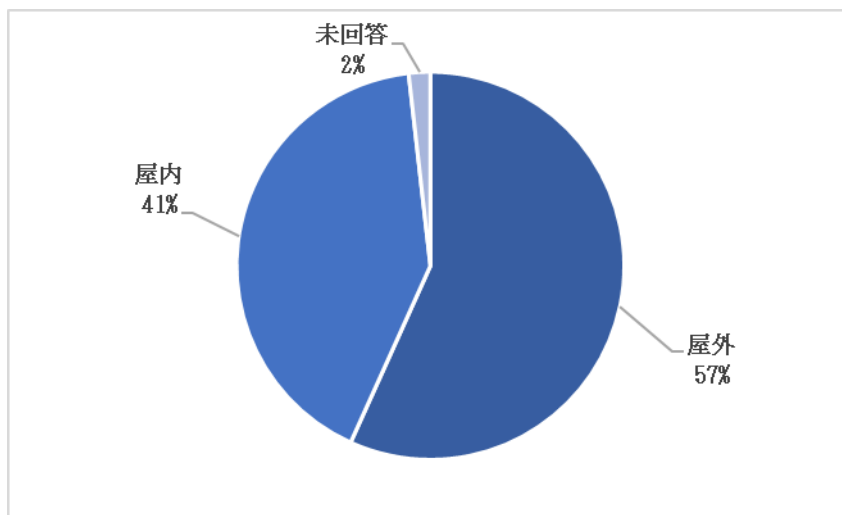
市が直接管理している施設（76箇所、AED設置台数90台）及び指定管理者及び委託業者が管理している施設（21箇所、AED設置台数21台）の回答を以下のとおりまとめました。

なお、(1)(2)の表内の単位は「AEDの台数」、(3)以降は「施設数」とします。

※未回答施設2施設2台

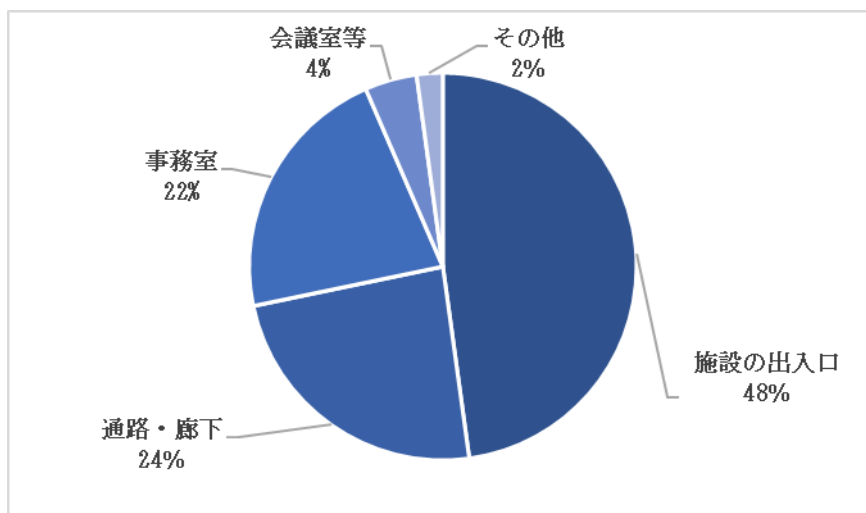
また、現地調査結果も併せて記載しました。

(1) AEDの設置状況について



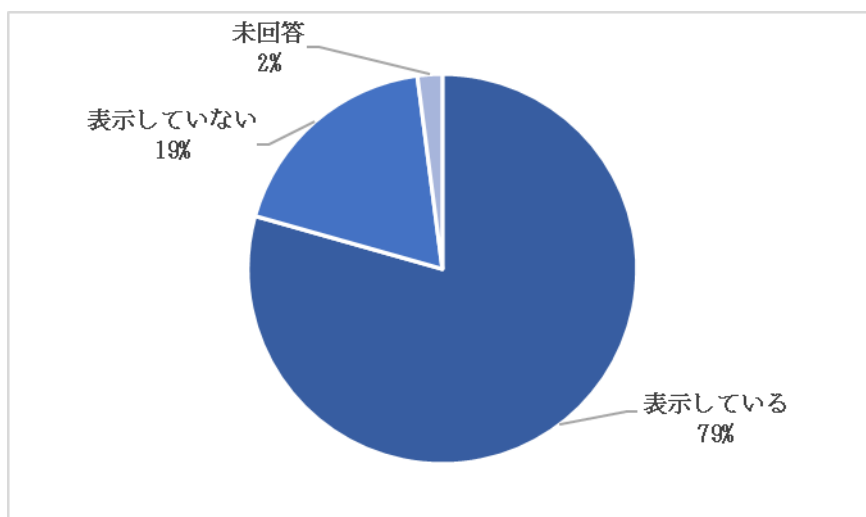
AEDの設置状況は「屋外」63台（57%）、「屋内」46台（41%）でした。

(2) 「屋内に設置している」場合、どこに設置されているか。



「施設の出入口」に設置されているが22台(48%)、「通路・廊下」が11台(24%)、「事務室」が10台(22%)でした。

(3) 施設の出入口にAED設置施設である旨の表示があるか。

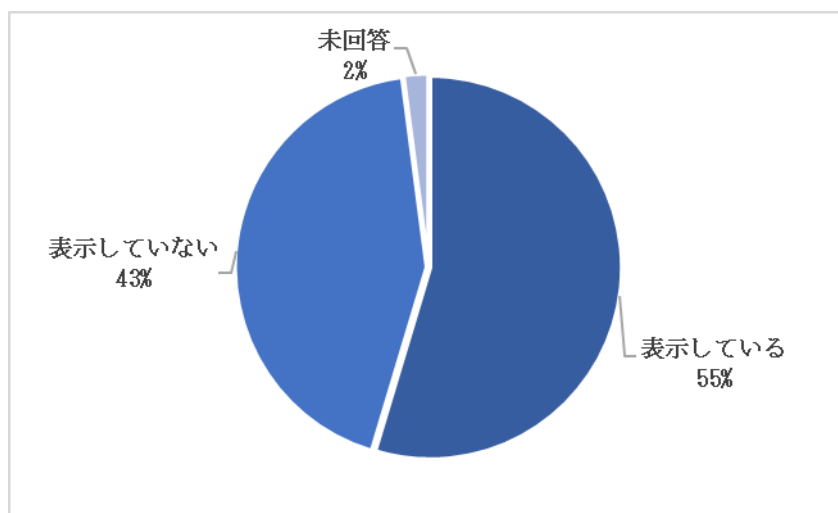


AEDの設置場所を施設利用者等が把握できるように表示しているかについて、「表示している」が77件(79%)、「表示していない」が18件(19%)でした。

市が管理している施設で石川家住宅では、施設の出入口にAED設置施設である表示がされています。



(4) AED設置場所付近の案内表示はあるか。

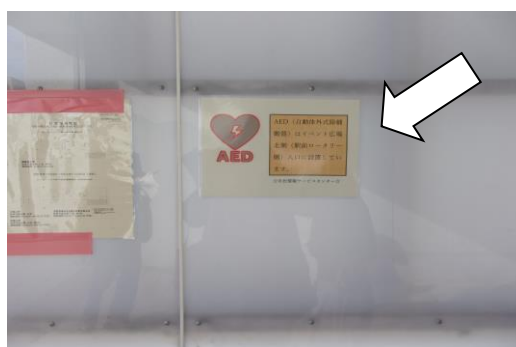


AED設置付近の「表示している」が53件(55%)、「表示していない」が42件(43%)でした。

一般社団法人日本救急医療財団の「AEDの適正配置に関するガイドライン(平成25年9月9日)」では、「AEDの施設内での配置方法」において、「AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、あるいは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていること」、「AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握している。」ことが求められています。

市が管理している施設で、市カリヨンハウスではAED設置付近及びAEDの設置場所について次の写真のとおり案内表示がされていました。

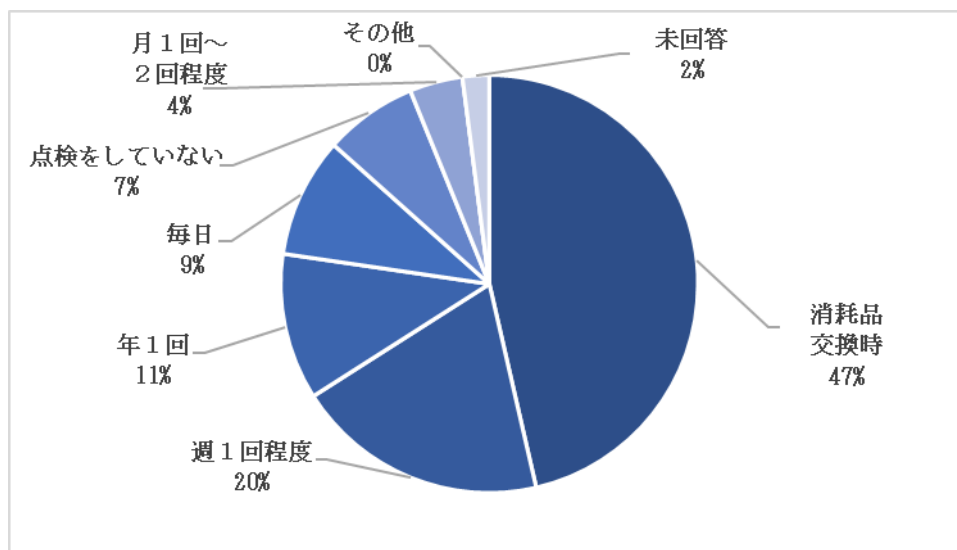
- ①「市カリヨンハウス(にぎわいプラザ)」 ②駐車場からにぎわいプラザへ向かう通路



- ③三好丘駅側の施設出入口



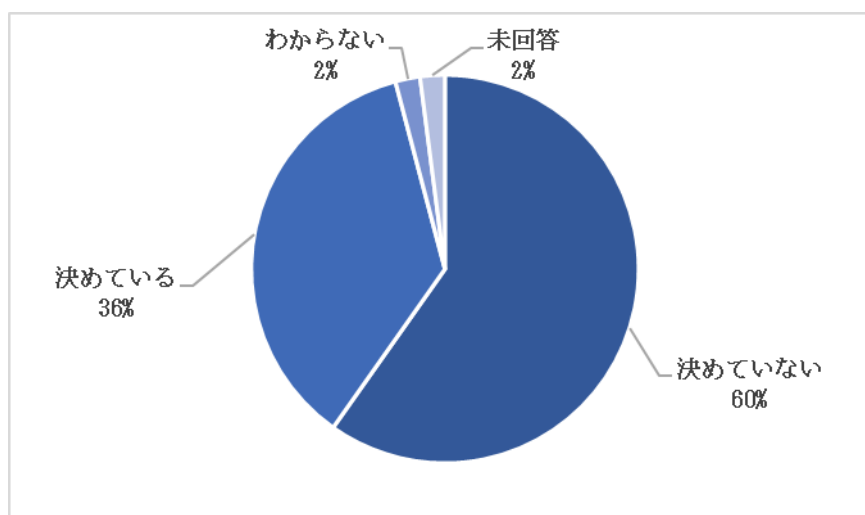
(5) AEDの点検時期について



日常点検（AEDの本体のインジケータの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態であることを日常的に確認すること。）の実施状況は「消耗品（電極パッド及びバッテリー）の交換時」が45件（47%）、「週1回程度」が19件（20%）、「年1回」が11件（11%）、「毎日」が9件（9%）、「月1回～2回程度」が4件（4%）であり、「点検をしていない」が7件（7%）でした。

H21厚生労働省の「AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A」（以下「H21厚生労働省通知のQ&A」という。）では、AEDには自己診断機能があり、本体の機能チェックが自動的に行われ、問題を認めた場合には、インジケータランプの色や画面の表示によりその異常を知らせてくれるため、点検担当者にはAEDが正常に使用可能な状態であることを日常的に確認するよう求めています。

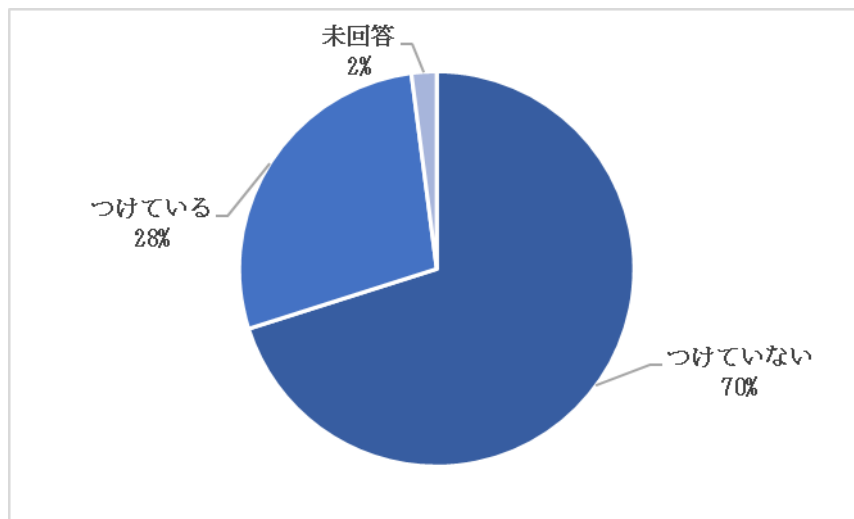
(6) 点検担当者を決めているかについて



点検担当者について、「決めていない」58件（60%）、「決めている」35件（36%）、「わからない」2件（2%）です。「決めていない」と回答した施設は、主に所管課が一括で管理をしているため日常点検の必要性を認識していないなどが考えられます。

なお、H21厚生労働省通知では、設置したAEDの日常点検等を実施するものとして「点検担当者」の配置を求めています。

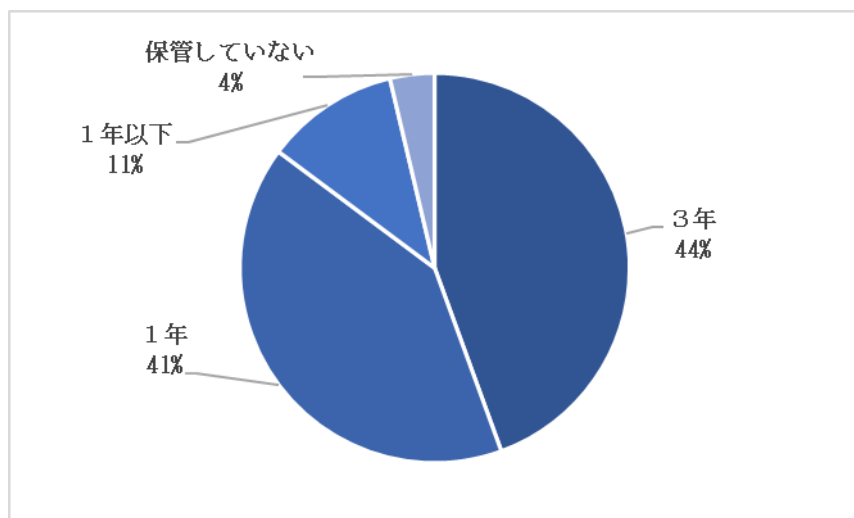
(7) 点検の記録をつけているか。



点検の記録について「つけていない」は68件(70%)、「つけている」は27件(28%)でした。

H21厚生労働省通知のQ&Aでは、点検記録について、「決められたものはないため、設置者又は点検担当者が作成したもの若しくはカレンダーに丸印を記入するのみでもよいです。」と記載されています。

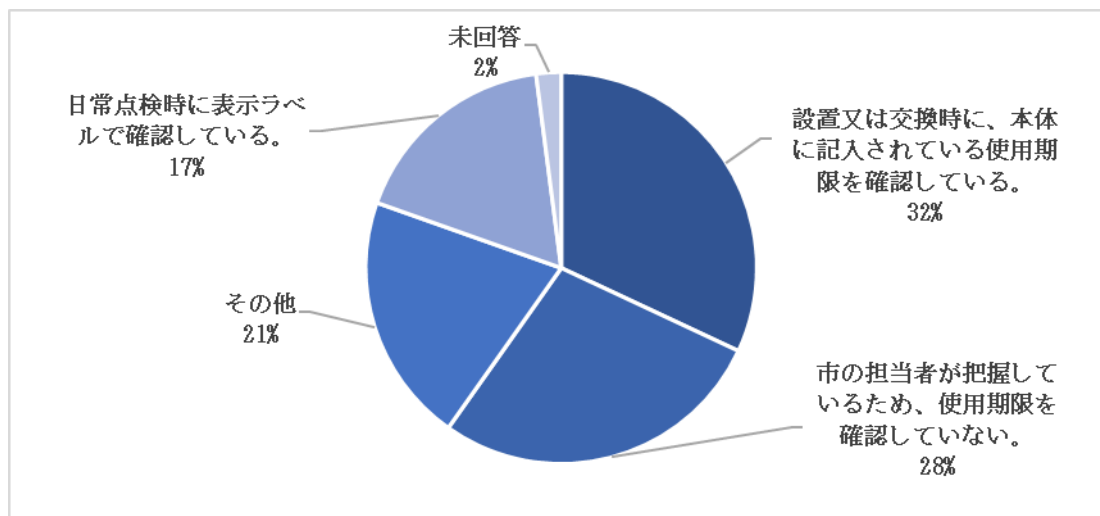
(8) 点検記録の保存期間はどのくらいか。(記録をつけている施設のみ回答)



市の行政文書管理規程に基づき、各課で保存年数を決めています。3年が12件(44%)、1年が11件(41%)でした。

H21厚生労働省通知のQ&Aでは、「AEDを使用する際、そのAEDが正常状態であったことがわかるように、直近の1か月程度を目安に記録を補完することが望ましい。」と記載されています。

(9) 消耗品の管理について、AEDの消耗品（電極パット、バッテリー）の交換時期（使用期限）はどのように把握しているか。

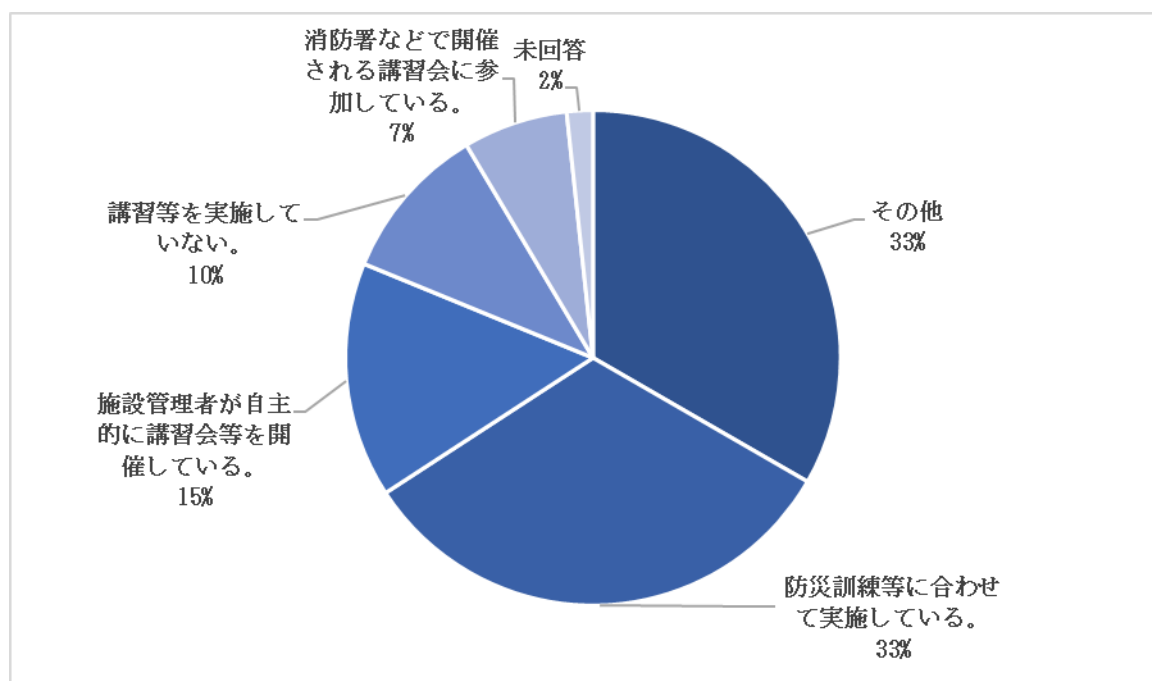


「設置又は交換時に、本体記入されている使用期限を確認している。」が31件（32%）、「市の担当者が把握しているため、使用期限を確認していない。」が27件（28%）、「日常点検時にラベルで確認している。」17件（17%）であった。「その他」20件（21%）は「年に1度開催する訓練時に確認している。」「購入業者の手引書に付属されている点検項目に基づいて月に1回定期点検を実施している。」「業者から交換の知らせが届く。」などでした。

H21厚生労働省通知のQ&Aでは、「収納ボックス内に設置しているAEDに表示ラベルを取り付ける場合、ボックスの扉を開けることなく、記載内容が確認できるように、取り付け位置に注意してください。」と記載されています。

(10) AED設置施設での操作方法について、講習会など実施しているか。

(複数回答あり)

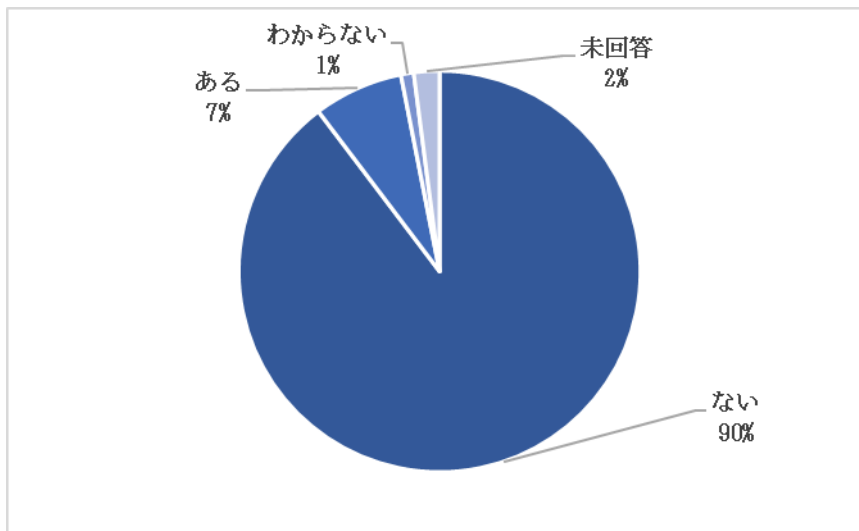


「施設又は地区の防災訓練等に合わせ講習会を実施している。」が38件（33%）

、「施設管理者が講演会を開催している。」が18件（15%）、「その他」は、児童館など児童厚生員の所管課である「子育て支援課が開催する救急救命研修を受講している。」、「消防署が来校し講習会を開催している。」、「業者が自主事業で開催している。」など、全体の88%は何らかの形で講習会を開催及び参加していました。

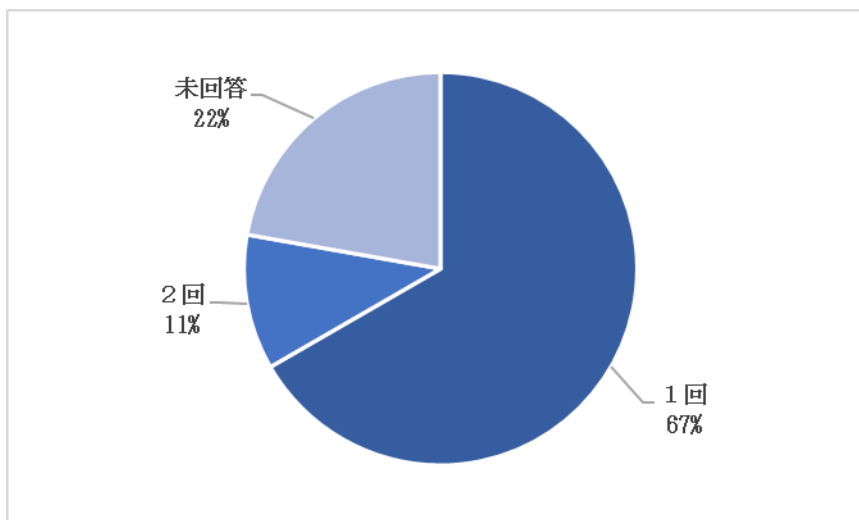
なお、平成16年7月1日付け厚生労働省通知「非医療従事者による自動体外除細動器（AED）の使用について」では、「AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に取り組むため、その受講が奨励されるものである。」ことが記載されています。

（11）これまで実際にAEDを使用したことがあるか。



AEDの使用実績が「あり」は7件（7%）でした。

（12）何回程度使用したか。（使用実績ありと回答をした施設）



使用実績7件のうち、1回が6件（67%）、2回が1件（11%）でした。

（13）これまでに故障等のトラブルはあったか。

全施設が「これまでに故障等のトラブルはなかった。」でした。

3 指定管理者及び委託業者に対する指導状況について

指定管理者及び委託業者により管理されている施設（6課21施設）の所管課を対象とした調査表（アンケート）の回答を以下のとおりまとめました。

※未回答2課3施設

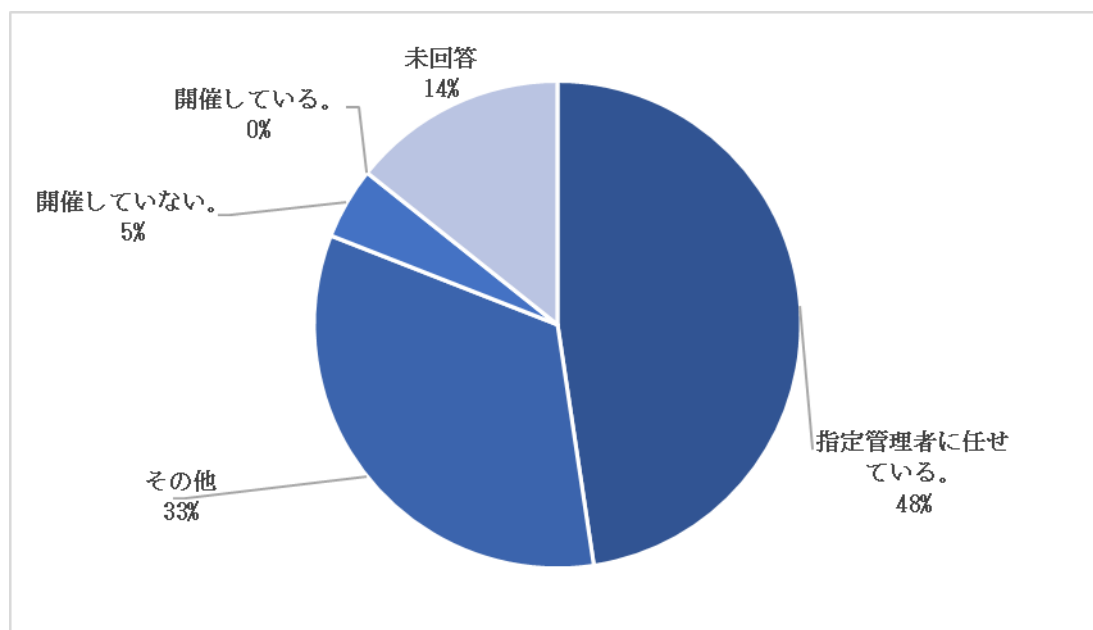
指定管理者に管理されている施設

- ・長寿介護課（老人憩いの家9施設）
- ・教育行政課（市勤労文化会館（カネヨシプレイス））

業者に管理を委託している施設の所管課

- ・協働推進課（市民活動センター）
- ・福祉課（障がい者等サポートセンター）
- ・子育て支援課（児童クラブ3施設）
- ・環境課（リサイクルステーション3施設）

(1) AEDの操作方法について、講習会など開催しているか。



「指定管理者に任せているが」10件（48%）、「その他」では「委託業者の判断に任せている。」が7件（33%）でした。

また、講習会を開催していない理由として、「防災訓練時に併せてAEDについて周知を図っているため。」でした。

(2) AEDの消耗品（電極パット、バッテリー）の交換時の把握はどのようにされているか。

すべての施設で所管課がAEDの消耗品管理台帳を作成しており、使用期限を把握していました。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

監査を実施した結果、概ね適切に設置及び管理が行われていると認められましたが、日常点検の実施などについて検討を要する事項がありました。

今回の調査では、AEDの日常点検が行われていない施設や点検結果の記録が整理

されていない施設が見受けられました。A E Dを設置している施設の管理者においては、厚生労働省や愛知県及び日本救急医療財団など関係通知等の趣旨及び内容を十分に理解した上で、A E Dの日常点検の必要性を再認識し、その管理等を適切に行うよう努められたい。

また、指定管理者及び委託業者には、施設管理の協定及び委託契約の仕様書等でA E Dの管理等について必要な事項を定めておくなど、日常点検を含めたA E Dの適切な維持管理について指導を検討されたい。

市ホームページには「A E Dは音声ガイダンスに従って操作をすれば簡単にできるが、より確実迅速に使用できるよう日頃から講習を受けるなど、使用方法を確認しておくことが大切です。」と書かれています。一度だけの講習だけでなく、各施設の防災訓練や救命救急講習などにおいて反復かつ継続して行われることが重要であることから、引き続き職員等が継続的に講習を受講できる環境づくりに努められたい。

今後、A E Dを設置している各施設において、設置されたA E Dを常に良好な状態で維持管理することにより、安心・安全な市民生活の実現と市民福祉の向上につながることを期待するものであります。

【別紙1】

A E D 設置施設一覧(公共施設等)

No	施設名称	台数	リモート機能	本体の更新時期
1-1	みよし市役所(1階)	1	○	2027年8月
1-2	みよし市役所(3階)	1	○	2029年8月
2	市民情報サービスセンター(サンネット)	1	○	2030年9月
3	市カリヨンハウス(にぎわいプラザ)	1	○	2029年8月
4	市民活動センター	1	○	
5	図書館学習交流プラザ「サンライブ」	1	○	2030年9月
6	歴史民俗資料館	1	○	
7	石川家住宅	1	○	2029年8月
8	ふれあい交流館	1	○	2028年9月
9	福祉センター	1	○	2029年8月
10	高齢者生きがいセンター「太陽の家」	1	○	2030年9月
11	保健センター	1	○	2028年9月
12	勤労文化会館(カネヨシプレイス)	1	○	2030年9月
13-1	三好公園総合体育館(1階)	1	-	2025年6月
13-2	三好公園総合体育館(2階)	1	○	2029年8月
14	三好公園陸上競技場	1	○	2029年8月
15	三好公園野球場	1	○	
16	旭グラウンド	1	-	2025年6月
17	三好池カヌーセンター	1	-	
18	保田ヶ池カヌーポロ競技場管理事務所	1	○	2029年8月
19	きたよし地区公園管理事務所	1	○	
20	明越会館	1	-	2025年7月
21	学びの森	1	-	2026年9月
22	緑と花のセンター「さんさんの郷」	1	○	2029年8月
23	おかよし交流センター	1	-	2026年8月
24	中部小学校	2	○	2028年9月 2029年8月
25	北部小学校	2	○	
26	南部小学校	2	○	
27	天王小学校	2	○	
28	三吉小学校	2	○	
29	三好丘小学校	2	○	
30	緑丘小学校	2	○	
31-1	黒笹小学校	1	-	2025年9月
31-2	黒笹小学校	1	○	2029年8月

A E D 設置施設一覧(公共施設等)

No	施設名称	台数	リモート機能	本体の更新時期
32	三好中学校	2	○	2028年9月 2029年8月
33	北中学校	2	○	
34	南中学校	2	○	
35	三好丘中学校	2	○	
36	三好上公民館	1	○	2029年8月
37	三好下公民館	1	○	2030年9月
38	明知上公民館	1	○	
39	明知下公民館	1	○	
40	福谷区民会館(福谷ハピネスホール)	1	○	
41	筋生公民館(寄附)	1	○	2028年2月
42	黒笹公民館	1	○	2030年9月
43	高嶺公民館	1	○	
44	新屋集会所(ミレニアム東山台)	1	○	
45	西一色集会所(西一色ふれあい会館)	1	○	
46	東山集会所(サンヴィッツ宝栄)	1	○	
47	東山住宅集会所(好住区)	1	○	
48	中島住宅集会所	1	○	
49	ひばりヶ丘集会所(ひばりヶ丘ふれあいセンター)	1	○	
50	福谷住宅集会所(あみだ堂区)	1	○	
51	山伏住宅集会所	1	○	
52	平池集会所(平池会館サンピース)	1	○	
53	上ヶ池集会所(上ヶ池会館サンフレンド)	1	○	
54	三好丘集会所	1	○	
55	三好丘緑集会所	1	○	
56	三好丘旭集会所	1	○	
57	三好丘桜集会所	1	○	
58	三好丘あおばふれあいセンター	1	-	2025年7月
59	筋生保育園	1	-	民間保育園で管理
60	なかよし保育園	1	-	民間保育園で管理
61	みどり保育園	1	-	2025年8月
62	打越保育園	1	-	
63	城山保育園	1	-	
64	明知保育園	1	-	

A E D 設置施設一覧(公共施設等)

No	施設名称	台数	リモート機能	本体の更新時期
65	すみれ保育園	1	-	2025年8月
66	わかば保育園	1	-	
67	黒笹保育園	1	-	民間保育園で管理
68	天王保育園	1	-	民間保育園で管理
69	新屋児童館	1	○	2030年9月
70	三好上児童館	1	○	2029年8月
71	蜂ヶ池児童館	1	○	2030年9月
72	三好下児童館	1	○	
73	筋生児童館	1	○	
74	福谷児童館	1	○	
75	東山児童館	1	○	
76	高嶺児童館	1	○	
77	中部老人憩いの家	1	○	
78	西一色老人憩いの家	1	○	2030年9月
79	福田老人憩いの家	1	-	
80	明知上老人憩いの家	1	○	
81	打越老人憩いの家	1	○	
82	筋生老人憩いの家	1	○	
83	福谷老人憩いの家	1	○	
84	黒笹老人憩いの家	1	○	
85	東山老人憩いの家	1	○	2024年2月
86	子育て総合支援センター	1	-	
87	給食センター	1	-	2024年7月
88	黒笹ふれあいセンター	1	-	2025年6月
89	保田ヶ池センター	1	-	
90	リサイクルステーション (メグリアみよし店駐車場)	1	○	2029年8月
91	リサイクルステーション (グリーンステーション三好西駐車場)	1	○	
92	リサイクルステーション (三好公園第4駐車場北)	1	○	
93	障がい者等サポートセンター	1	○	2030年9月
94	中部児童クラブ	1	-	2026年9月
95	天王児童クラブ	1	-	
96	北部児童クラブ	1	-	
97	障がい者福祉センター	1	-	2024年1月

「リモート機能」付きは日本光電(株)社製。
 その他は、㈱ヤガミ、フクダ電子、フィリップ社製。